

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

30 October 2024

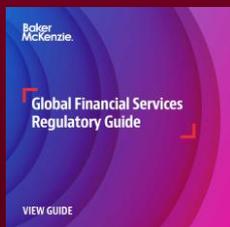
「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」改訂版発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。

金融サービス業界は、生成AIやデジタルアセットなどの急速な技術進歩、厳しさを増すマネーロンダリング対策（AML）や制裁体制、新たなESG課題や継続的な業界再編などを背景に、大きな変革期が続いています。これらに伴う規制の変化は、導入の複雑さや地域により異なる規制と相まって、企業に重大なリスクをもたらします。

本改訂版では、このような課題に対応するため、急成長する暗号資産、AML及びCFT監督当局、更に外部委託先への規制拡大を取り上げています。金融商品の販売や新規市場へのサービス提供の際の簡易な参照資料として利用可能で、世界の銀行や金融サービス会社に適用される規制を網羅しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は、こちらからアクセスしてください。



Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 99

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 99 となる本号では、米司法省が人工知能及び進化するポリシーに焦点を当てたコンプライアンス・プログラム評価ガイダンスを更新、英国における移転価格コンプライアンスに関する新ガイドラインの発表をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

日本：各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関する Q&A の一部改訂

2. アジア

台湾：外国関係会社（CFC）に関する最新のアップデート

3. 豪州

オーストラリア：待望の連邦プライバシー法改正案が提出

4. 米州

米国：司法省が人工知能及び進化するポリシーに焦点を当てたコンプライアンス・プログラム評価ガイダンスを更新

米国：連邦議会議員がクリーン水素製造税額控除等に関する規則案の最終化を求める

5. 欧州

英国：移転価格コンプライアンスに関する新ガイドラインを発表

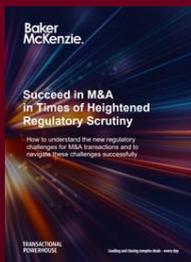
「規制強化期におけるM&A成功法 (英語)」発行のお知らせ

金利の上昇やマクロ経済の不透明感により減速していたM&Aは、2024年後半に再び活発化する見通しです。そこで重要となるのは、最新の市場動向や法的発展を常に見極めることです。企業は、ビジネスモデルを再定義し、買収を通じたイノベーションやシナジーの推進、カーブアウトや売却を通じた経営資源の最適化を行い、市場の課題に適応しなければなりません。投資ファンド等のフィナンシャルスポンサーは、パイアンドビルド戦略を通じたポートフォリオの合理化、エグジットセールスやセカンダリー取引を通じた投資家へのリターン創出を迫られています。

しかし、M&A環境は、規制の観点から厳しさを増しています。独占禁止法、外国直接投資(FDI)、そして最近では欧州連合(EU)の規制当局による外国補助金(FSR)といった分野における監視強化は、M&A取引のハードルを一層高めています。

本ガイドでは、ベーカーマッケンジーの専門家が、今後予想される規制上の課題や、それらがM&A取引に与える影響について解説し、取引当事者がこれら課題を乗り越えるための指針を提示します。

画像をクリックしてご覧ください。



1. 日本

日本

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関する Q&A の一部改訂

概要

国税庁は、2024年9月13日にそのホームページにおいて各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関する Q&A の改訂版を公表した。2023年12月25日に公表した Q&A からのアップデート事項は次の通りである。

2024年度の税制改正等を踏まえ、次の Q&A が追加された。

Q15(1) 整合性基準を満たす自国内最低課税額に係る税に関する法令について

Q15(2) 自国内最低課税額に係る税に関する法令が QDMTT 会計基準及び整合性基準の要件を満たすかどうかを確認する方法

2024年度税制改正において、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等が日本以外の国又は地域の租税に関する法令において自国内最低課税額に係る税を課することとされている場合において、各対象会計年度のその自国内最低課税額に係る税が所謂 QDMTT 会計基準及び整合性基準を満たすときは、その対象会計年度のその構成会社等の所在地国に係るグループ国際最低課税額をゼロとすることができる特例が設けられた。

Q15(1)は、整合性基準の1要件である「その国又は地域の自国内最低課税額に係る税に関する法令に各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税におけるグループ国際最低課税額の計算に関するある規定が設けられていなかったとしても、その規定が設けられていることに比して常に同等以上の税負担が生ずると認められるような場合」についての要件を満たす例として、実質ベース所得除外額に関する規定に相当する規定が設けられていない場合を掲げている。

Q15(2)は、OECDのホームページにおいて、2023年7月ガイダンスにおける「QDMTT Accounting Standard」及び「Consistency Standard」を満たした自国内最低課税額に係る税を課することとされている国又は地域は自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準の対象となる国又は地域として公表される予定であり、QDMTT 会計基準及び整合性基準の要件を判定する場合の参考となる旨が述べられている。

また、次の Q&A について改定が行われた。

Q1 会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（意思決定機関）を支配している場合に該当しない場合

Q2 本邦通貨表示の金額に換算する方法

Q13 実質ベース所得除外額のうち特定費用の額の範囲

Q16(1)(旧 Q15(1)) 移行期間 CbCR セーフ・ハーバーにおける措置法第 66 条の 4 の 4 第 1 項の国別報告事項の意義

Q16(2)(旧 Q15(2)) 我が国の IIR 施行前に他の国又は地域で移行期間 CbCR セーフ・ハーバーの適用を受けていない場合の IIR 施行後の移行期間 CbCR セーフ・ハーバーの適用関係

「グローバル・プライベートM&Aガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。

前回の2021年改訂以来、世界における法やビジネスを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、独占禁止法およびその他の取引規制ルールは複雑さを増しており、これまで以上に積極的に施行が進んでいます。本最新版では、複雑な合併規制や外国投資規制に関する最新情報を盛り込んでいます。また、取引に影響を及ぼす可能性のある税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止に関する懸念事項も概説しています。

本ガイドはオンラインにより閲覧可能で、法域やトピックごとのデータ絞り込み、法域やトピックを跨いだデータ比較、また特定法域を詳しく調べることができます。

画像をクリックしてご覧ください。



上記は軽微な改定ではあるが、上記 Q16(1)の改定では、構成会社等の所在地国を所在地国とする他の構成会社等があるときの国別報告事項等は同一の連結等財務諸表を基礎として作成されたものでなければならないことが追記された。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

台湾

外国関係会社（CFC）に関する最新のアップデート

概要

前回の記事¹では、外国関係会社（Controlled Foreign Corporation、以下、「CFC」）に関する規制の情勢とオフショア信託・企業のストラクチャーへの影響について紹介したが、本記事ではその最新のアップデートを紹介する。今回のアップデートは、2024年1月4日付及び2024年7月10日付の規則（以下、それぞれ「1月4日規則」及び「7月10日規則」）によって導入された重要な変更に関するものである。

ベーカーマッケンジーは、2つの規則の発表以来、台湾国税局（National Tax Bureau、以下、「NTB」）と積極的に連携して、規則の具体的な内容を明らかにすることと、オフショア信託は適切に利用すれば台湾の富裕層家族のレガシー・プランニングにおいて正当な役割を果たすものであると、NTBを説得することを目指してきた。法の遵守は重要であるが、税制上の動機からだけでなく柔軟性や機密性のニーズからオフショア信託が利用されることもある。このようなニーズは尊重されるべきであるし、過度に広範な開示ルールから保護されるべきである。オフショア信託を利用することで、まだ満たされていない富裕層家族のニーズに対処するための強力なソリューションを提案することができるのであって、単に租税回避の手段とみなされるべきではない。我々は、NTBが我々の主張に共感しており、またNTBには法を遵守しながら台湾マーケットに付加価値を与えようとしている業界関係者と協力する忍耐と知恵があると考えている。

主要なアップデート

NTBは、以下の事項を明らかにした。

- 1月4日規則及び7月10日規則はいずれも、CFCや最低税負担に関する制度の開始前を含む、いかなる時点で設立された信託に対しても遡及的に適用される。つまり、信託が7月10日規則の基準を満たす限り、信託がいつ設立されたかにかかわらず、その受託者は7月10日規則に基づく報告をしなければならない。
- 7月10日規則には遡及効があり、2024年1月1日から適用されるため、オフショア信託の受託者は、現在の台湾での業務を直ちに終了したとしても、2024年1月1日から信託終了日までの信託収益を報告する義務がある。そのため、その後の対応を熟考することなく、単に既存のCFCを解散したり、信託を終了したりすることは得策ではない。
- 1月4日規則には、オフショア信託の受託者が設立した民間投資会社（Private Investment Company、以下、「PIC」）に委託者が資産を譲渡した場合には規則が適用されないと読めるような文言があるが、既存の信託財産をPICのある新しい信託ヘデカントすることは、持続可能な解

¹ https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/Newsletter_202408_CorporateTax_Vol_97.pdf#page=7

「グローバルグループ再編ガイド」発行のお知らせ

世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併、越境分割、越境組織変更や税務上の居住地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻りにグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しています。日本企業の間では、多国籍企業化してからの歴史が比較的浅いこともあり、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になっていません。このような問題意識から、本ニュースレターにて3回にわたり連載した日本企業による「グローバルグループ再編シリーズ」をまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



決策とはいえない。NTBはこの点を認識しているため租税回避行為とみなされる可能性が高く、より大きなリスクが生じるおそれがある。

4. 報告義務と範囲

- I. NTBは、2つの規則からは明らかではないが、オフショア信託の受託者の源泉徴収義務は台湾を源泉とする所得についてのみ適用されることを明確にした。典型的なオフショア信託の信託収益は台湾源泉所得を発生させないため、オフショア信託の受託者に課されるコンプライアンス対応の負担は大幅に軽減されると考えられる。
- II. 納税者番号の取得：受託事業者は、源泉徴収機関としての納税者番号を1つ取得すれば、複数の顧客・信託のためにこれを使用することができる。

報告書の提出は、当初予想されたものほど困難ではないかもしれない。現時点では、NTBが2025年1月という当初の期限を延長する予定はないが、個別具体的な事案について延長するか否かを協議することは、NTBが受託者の実務により合致するように報告制度を調整するための参考になるため、NTBはこのような協議に前向きであると考えられる。

[最初のページに戻る](#)

3. 豪州

オーストラリア

待望の連邦プライバシー法改正案が提出

概要

長らく待望されていた Privacy Act 1988 (Cth)（以下、「連邦プライバシー法」）の改正案が、2024年9月12日、国会に提出された。

連邦司法省発行の報告書（以下、「報告書」）において連邦プライバシー法改正に関する116の提案がなされていたところ、その2年後、Privacy and Other Legislation Amendment Bill 2024（以下、「本法案」）が提出された。報告書に対する2023年9月の政府回答（以下、「政府回答」）では、116の提案のうち38の提案を最初に実施することで合意されていたが、本法案では、そのうち23の提案に関する改正案が示されている。

要点

当初は、大幅な改正法案が提出されることが予想されていたものの、本法案では、包括的な改正はなされていない。特に、より強固な同意モデル（stronger consent models）、情報の取り扱いに関する「公正かつ合理的」テスト（fair and reasonable test）及びアドテクノロジーの規制など、重要な提案に対応する改正案は示されていない。

本法案では、企業に対し、新たに複数のコンプライアンス義務を課しているが、既存のコンプライアンス体制からの、根本的、抜本的な変化を求めるものではない。しかし、本法案で導入される、広範な調査権限及び執行権限並びに罰則などのリスクの増大は、改正後に企業が自社のプライバシー・コンプライアンスを見直し、更新する動機となり得る。

また、本法案には、以下のような重要な改正も含まれている。

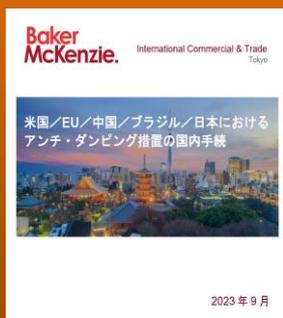
- 自動意思決定（automated decision-making）において個人情報を使用する企業に対して、意思決定の結果が、個人の権利又は利益に重大な影響を与えると合理的に予測される場合には、追加の通知義務が課される。

「アンチ・ダンピング措置の国内手続」ガイドのお知らせ

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



- 子供のオンラインプライバシーコード（Children's Online Privacy Code）（詳細な内容は、改正後に策定される予定である）についての改正は、ヘイトスピーチ、誤情報、偽情報及びソーシャルメディアにおける年齢確認に関する法案の潜在的影響とともに、デジタルビジネスの関心事項となる。
- 本法案では、当局の執行権限が強化されるだけでなく、重大なプライバシー侵害が不法行為に該当すると定められ、また「ドッキング」（doxing）という犯罪類型が刑法に定められた。

次のアクションとしては、政府回答で合意されたものの、本法案では改正に至らなかった提案についての対応がある。

- オーストラリア情報コミッショナーオフィス（以下、「OAIC」）は、次の事項を含むガイダンスを発行する。
 - 新技術の取り扱い
 - 個人が、個人情報の扱いについて、「脆弱」（vulnerable）であるとされる要因
 - 能力と同意
 - 個人情報の破棄及び匿名加工の要件
 - 個人情報を保護するための「合理的措置」とは何か
 - どのような意思決定が、自動意思決定とされるか
- 次に関する協議がなされる。
 - 匿名加工情報を、故意に個人を特定できる情報に加工する犯罪
 - 顔認識技術及びその他生体情報の使用に関するリスク評価の強化
 - オーストラリアとの繋がり（Australian Link）の要件
 - 研究のための例外
- 報告書において提案されていた改正のうち「基本合意」されたものについての第二弾の改正に関するスケジュール

企業が留意すべき事項

本法案では、連邦プライバシー法を遵守する義務のある全ての企業に影響を及ぼす、以下のような改正がなされている。

- 執行権限、調査権限の強化及び罰則の引き上げ
- 個人の権利又は利益に重大な影響を与える自動意思決定の使用に関する情報の開示義務
- 企業が保有する個人情報の保護基準、越境データフローに関する具体的要件など、個人情報の管理に関する変更

1. 執行権限、調査権限の強化及び罰則の引き上げ

本法案による主要な改正として、以下のような OAIC の権限の強化があげられる。

- 現行法で民事責任が課される基準である「重大かつ繰り返す」ではないプライバシー侵害に対しても、新たな民事責任が課される。さら

「Workforce Redesign」ガイドのお知らせ

あらゆる市場やセクターが景気変動の影響を受け、企業は対応に奔走しています。パンデミックは、事業回復力を構築する上で重要な役割があった反面、人材争奪戦やより柔軟な労働力の導入等といった不確実な状況も生み出しました。本ガイドでは、ペーカーマッケンジーの4人の専門家が現在の経済情勢を分析し、企業における労働力の再設計について遂行すべき取組について見解を示しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



に、「重大かつ繰り返し」との基準は、改正後は「重大」であることのみが必要となり、「繰り返し」か否かは、「重大」か否かを判断する際の、考慮要素の一つとなる。

- 情報コミッショナー（Information Commissioner）に対し、最新のプライバシーポリシーがないこと、マーケティングのための個人情報の収集を拒否することができるシステムを提供していないこと、個人情報の修正要求への不対応など、比較的軽微な連邦プライバシー法違反に対しても、違反通知書を発行する権限が与えられる。
- 連邦裁判所に対し、民事手続において金銭的罰則のみならず、連邦裁判所が適切と判断する命令を発する権限が与えられる。つまり連邦裁判所は、データ主体に対して金銭的補償をすることを命じることができることとなる。なお現在は、データ主体は、OAIC に対し申立を行い、手続を遂行する必要がある。
- 情報コミッショナーに対し、連邦司法省の指示又は承認のもと、プライバシーに関する公的調査を実施する権限が与えられる。

2. 自動意思決定

本法案は、企業に対し、個人の権利又は利益に重大な影響を与えると合理的に予測される意思決定を行うコンピュータープログラムで使用される個人情報及び意思決定の種類を、プライバシーポリシーに明記することを義務付けている。

本法案によると、そのような意思決定には以下のものが該当する。

- 入国許可又は住宅手当などの利益の付与又は拒否の決定
- 生命保険契約などの契約、合意から発生する個人の権利に影響を及ぼす決定
- 医療へのアクセスなどの重要なサービスや支援へのアクセスに影響を及ぼす決定

本改正は、自主的 AI 安全基準（Voluntary AI Safety Standard）と Mandatory Guardrails for AI in High-Risk Settings の草案と、大筋で一致している。

特筆すべきは、上記義務は、AI の利用を防止又は規制するものではないことである。どのような種類の意思決定が自動意思決定の義務に該当するのか、OAIC からのガイダンスが発表されることを期待したい。

3. 個人情報の管理

個人情報の管理に関し、本法案による変更点は以下のものが挙げられる。

- 情報コミッショナーに対し、本法案の施行後 2 年以内に、子供オンラインプライバシーコード（以下、「COP コード」）を策定、登録することを要求する提案。COP コードの目的は、関連するオーストラリアプライバシー原則（Australian Privacy Principles）がどのように、子供とそのオンラインプライバシーに適用されるかを明らかにする点にある。COP コード関連の作業に向けて、OAIC に対しては、3 年間で、300 万ドルの追加資金が提供される。
- オーストラリアと同等のプライバシー保護制度を有する国をホワイトリストに登録し、そのような国への個人情報の越境移転を制限なく可能にする。これにより、オーストラリアの立場が EU 一般データ保護規制（EU's GDPR）と一致し、外国のプライバシー制度が適切か否

「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」更新のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域に又がることが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。

本ガイドは、上場企業の買収の実務に焦点を当て、一般的な法的枠組み、各国における買収の実務と戦術、上場企業のM&A取引に関する主要な法的留意点を要約しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



かを検討する必要性がなくなり、越境移転のために契約で保護措置を講じる必要性もなくなる。

- 企業は、緊急時やデータ漏洩後に個人を救済するために、通常許されていない方法で個人情報を取り扱うことができる。例えば、セキュリティ事故に対応する組織には、目的の達成のために、個人情報の扱い方に関して、広範な裁量を与えられることとなる。
- オーストラリアプライバシー原則 11に基づき、企業は、個人情報を安全に管理するために合理的措置を講じ、事業目的のために不要になった個人情報を破棄又は匿名加工することが必要であるところ、合理的措置として、「技術的かつ組織的な措置」（technical and organisational measures）を明示的に含めるよう改正される。

不法行為

本法案では、重大なプライバシー侵害を不法行為とする規定が創設された。同規定は、オーストラリア法改正委員会（Australian Law Reform Commission）の2014年の報告書「デジタル時代における深刻なプライバシー侵害」（Serious Invasions of Privacy in the Digital Era）を参考に定められた。

個人が同意なしに写真を撮られた場合や、情報が不正利用された場合など、プライバシー侵害を受けたとき、以下の要件により不法行為が成立する。

- プライバシー保護について合理的期待がある状況であること
- 故意による又は無謀な（reckless）プライバシー侵害であること
- プライバシー侵害の程度が深刻であること

プライバシー侵害の不法行為は、名誉棄損と同様、損害の証明を必要としない。つまり、企業が多数人のプライバシーを侵害した場合、侵害された者は、具体的な損害額を証明することなく、企業に損害賠償を請求することができることとなる。

ただし、「故意」、「無謀」の要件を満たすハードルは高く、単なる過失によるものは、不法行為とはならない点に、留意が必要である。

不法行為との請求に対しては、法律で認められていた、同意があった、人の生命、身体、安全に対する危険を防ぐために合理的な必要があったなど、様々な抗弁が考えられる。また、法執行機関、情報機関、ジャーナリストなどが行う正当行為は、不法行為を構成しないとされている。

ドッキングと迷惑行為

本法案では、Criminal Code Act 1995 (Cth)を改正し、「ドッキング」に関する規定を定めた。ドッキングとは、脅迫的又は嫌がらせの方法で、個人情報（名前、顔写真、連絡先など）を故意に公開することをいう。ここでいう個人情報とは、個人を特定できる情報、個人の連絡先に関する情報、個人の所在を特定することができる情報をいう。

通常人が脅迫又は嫌がらせと感じる方法により、個人情報を提供、公開又は頒布した者は、6年以下の懲役刑に処される。

また、人種、宗教、性別、性的指向、性自認、性的特徴、障害、国籍、民族を理由にドッキングを行った者は、7年以下の懲役を処される。

「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EU 及びその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネーロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご一読ください。

本レポート（無料）をご希望の方は
メールにてご連絡ください。



未改正である事項

本法案では、待望されていた全ての改正がなされたわけではない。例えば以下の合意がなされていた提案については、本法案で触れられていない。

- ジャーナリズムを理由とした免除（journalism exemption）を主張する個人に対し、監督機関（ACMA、APC 又は IMC）が設定する基準又はその他プライバシーに関する基準に従うよう要求することで、一定の基準を設けること
- 研究目的の行為に対し、広範な同意をすることを許可する規定の導入

オーストラリアのプライバシー制度に広く影響を与える「基本合意」（agreed in principle）された改正事項の多くも、本法案では触れられていない。例えば、情報収集の「公正かつ合理的」要件の導入、小規模事業者の免除の廃止及びコントローラー（controller）とプロセッサー（processor）の区別は、本法案でなされていない。また、これらの改正や、改正に向けた協議の予定は公表されていない。

連邦司法省は、本法案は大規模な改正計画の第一段階であり、業界や消費者との協議は継続して行われていることを強調している。

今後の展望

本法案の審議は延期されており、2025年までに本法案が可決されない可能性がある。可決された場合には、以下の例外を除き、本法案の大部分は即時に施行される。

- 自動意思決定の要件に関する改正は、24か月後に施行される
- 重大なプライバシー侵害としての不法行為に関する改正は、6か月後に施行される

改正によるコンプライアンスレベルの向上は、従前予想されていたほど大きいものではない。しかし、企業には、現状のプライバシーの取り扱いを見直し、今後の改正を見越して運用を変化させていくべきか否か、検討することが期待される。

[最初のページに戻る](#)

4. 米州

米国

司法省が人工知能及び進化するポリシーに焦点を当てたコンプライアンス・プログラム評価ガイダンスを更新

概要

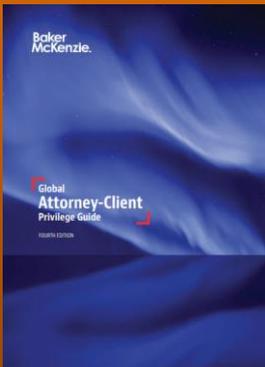
本年9月23日、アメリカ合衆国司法省（DOJ）は、「企業コンプライアンス・プログラムの評価」の更新版を発行した。DOJは、評価ガイダンスを、刑事執行活動の対象となる、企業において実施されているコンプライアンス・プログラムの適切性を評価するために用いている。DOJは、進化するDOJのポリシー、優先事項及びコンプライアンスのベストプラクティスに合わせて、2017年の発行以来、定期的に評価ガイダンスを更新している。最新版においては、DOJの直近の調査活動やコンプライアンスにおける優先事項や、人工知能や最新のテクノロジーと会社やそのコンプライアンス・プログラム、DOJの法執行活動との関連性が高まっていることが反映されている。これに加え、DOJは、(1)事案学習アプローチの導入、(2)買収におけるコン

「弁護士・依頼者間の秘匿特権（英語）」グローバルガイド 第4版発行のお知らせ

この度、「弁護士・依頼者間の秘匿特権（英語）」グローバルガイド第4版を発行しました。

本ガイドは、主要34法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。世界情勢から紛争リスクの高まる中、各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



プライアンスデューデリジェンス及び統合への注力、及び(3)不正行為に対する内部通報の適切な促進のため、同ガイダンスの該当事項を更新した。

背景

DOJは、最初の評価ガイダンスを2017年2月に発行し、定期的に更新をしている（直近では2023年3月の更新）。評価ガイダンスは、DOJ検察官が企業刑事訴追の各段階（起訴、判決、コンプライアンス監視を課すかどうかを含む）における企業コンプライアンス・プログラムの評価をする際の一助になることを企図している。評価ガイダンスは、DOJの検察マニュアル、連邦量刑ガイドライン、及び海外腐敗防止法のリソースガイドなどの数多くの主題別ガイドラインで定められたコンプライアンス・プログラムの要件を補足するものである。

評価ガイダンスは、3つの「基本的な質問」と、検察官が企業に対し、コンプライアンス・プログラムについて質問することが期待される多くのサブクエスチョンを中心に構成されている：

- 当該企業のコンプライアンス・プログラムはよく設計されているか。
- 当該プログラムは、真摯かつ誠実に適用されているか。すなわち、効果的に機能するために、適切にリソースや権限が与えられているか。
- 企業のコンプライアンス・プログラムは、実際に機能しているのか。

2024年9月の改正における主要な点

人工知能、データ及び新技術の利用

人工知能、データ及び新技術の利用は、ここしばらくの間、DOJにとって焦点とされ、コンプライアンス・プログラムに対する期待が寄せられてきた点でもあった。DOJは、独自の内部データ分析者及びコンプライアンス顧問を、当該トピックについて助言を受けるために2022年に雇用しているし、また、これらは、最近のコンプライアンス会議や講演でDOJの指導者が取り上げているトピックでもある。したがって、最新の評価ガイダンスにおいて、これらのトピックについて強く焦点が当てられたことは当然であるといえる。また、DOJが企業に対し、新興技術が企業及びコンプライアンス・プログラムに対して及ぼすリスク及び潜在的な可能性に対処することを期待していることは、明確である。

- AI及び新興技術のリスク評価

評価ガイダンスは、検察官に対し、企業が法律を遵守する能力に影響を与える新しいテクノロジーを特定するためのプロセスが実施されているかどうかを検討することを推奨している。具体的には、コンプライアンス・プログラムの評価において、検察官は、どのように企業がAI及び他の新興技術の利用（及び潜在的悪用）に関連したリスクを管理、緩和するのかという点を検討することとなり、「信頼性、信用性及び適用法、内部規範に従った利用を確実なものとし、それを管理するためにどのようなコントロールが実施されているのか」「AIの利用における責任がどのように監視され、実行されているのか」を検討することになると考えられる。新興技術の注目の継続と、更新された評価ガイダンスは、いずれも、企業がいかに早くAIや新しいテクノロジーによりなされた意思決定を特定し、必要に応じて修正することができるかも考慮している。

「2022-2025年における税務紛争展望（英語）」レポート発行のお知らせ

世界的なビジネスの急速な変革と国際的な政策の転換は、企業の税務エクスポージャー、財務の回復力、戦略、経営手法に大きな影響を与えています。これらの要因は、あらゆるセクターにおける企業が、今後の税務紛争解決にどのように取り組むべきかを定める重要な要素となりえます。ペーカーマッケンジーでは、2021年後半に日本を含む主要10か国6セクターの税務責任者1,200人を対象とした独自調査を行い、税務紛争チーム及び国際税務チームの見解をもとに、「税務紛争展望レポート」を発行しました。

以下のイメージをクリックして是非ご一読ください。



- データ分析及び評価

さらに、評価ガイダンスのいくつかの修正においては、効果的なコンプライアンス・プログラムの一環として、データの集積及び評価の重要性について強調されている。評価ガイダンスは、検察官に対し、「コンプライアンス人員は合理的なタイミングにおいて、全ての関連するデータにアクセスする見識及び手段を有しているかどうか」及び企業が「コンプライアンス管理及びコンプライアンス・プログラムの効率性を測定する際の効率化を図るために、適切にデータ分析ツールを利用しているのか」を尋ねるように指示している。重要なこととして、DOJは、企業が積極的に現在のコンプライアンス・プログラムの改善部分及び潜在的な不正行為を特定するためにデータを利用しているかどうかを評価することを求めている。

急速に進化するAI及びその潜在的利用法が未だに勃興期にあることもあって、評価ガイダンスに成文化された、DOJのAIに対する期待についてのアップデートは、企業に様々な困難を提示している。明確に、企業コンプライアンス・プログラムは、AIその他のテクノロジーが及ぼすリスクを評価し、軽減するために、今までもよりも積極的かつ敏捷に利用されることが期待されている。DOJは、リソースの検討において、「市場機会を特定し、獲得するために用いられたリソース及びテクノロジーと、会社において利用されるテクノロジー及びリソースの平衡点」があるはずだ、という。この点に関する推奨は、以下の観点を含む：

- 新たなリスクに先手を打つ

AIが急速に進化し続ける中、コンプライアンス・プログラムは、積極的にAIの利用や潜在的な悪用に関連した新たなリスクを特定し、対処しなければならない。悪用される可能性も含めた、将来的なAIの活用及びその急速な進化を取り巻く不確実性は、プログラムが、新しい潜在的な利用例、悪用及び関連するリスクが出現するたびに、継続的に進化しなければならないことを意味する。検察官は、企業によるAIシステムの検査、アップデート、改良がなされているかどうかを、従前の例や進化するトレンドに基づき、精査する。

- AIコンプライアンス・プログラムに対する部門横断的なアプローチ

AIシステムは、複雑かつ不透明になり得るため、関連する専門知識を持つ技術者を参加させることなく、当該システムの信頼性、信用性及び付随するリスクの対処を確実にすることを困難にしている。企業は、AIガバナンスについて、テクノロジー及びそのリスクに対する深い理解が、適切なコントロールとモニタリングの仕組みの開発に寄与するように、部門横断アプローチを採用すべきである。

- 卓上演習

AIは、投資家、顧客、金融機関を欺くための巧妙なスキームの考案と実行、株主等を欺くためのディープフェイクや誤情報の作成、市場操作、資金洗浄、企業秘密の窃取など、様々な方法で企業犯罪を助長するために悪用される可能性がある。適切なAIガバナンス及びコンプライアンス・プログラムの考案に当たっては、企業の提案するAI利用事例において、考えうる最悪の結果を考慮し、そこから逆算することが有用である。適切な利害関係者と共に、これらの潜在的な悪用に関する卓上演習を実施することは、企業にとって、どのようなコントロール及び先を見越したリスク軽減措置が、望ましくない結果の発生を阻止するために有用であるかを検討する、優れた方法となり得る。

- **イノベーションとコンプライアンスとのバランス**

企業の様々な活用事例において、迅速な AI テクノロジーの採用及び使用を求める社内の圧力の可能性を考慮すると、企業は適用法及び規制の遵守を確実にするニーズと、AI 活用によるビジネス上の利益のバランスを取る必要がある。このバランスは、会社がコンプライアンスを維持しながら、AI を用いたイノベーションを起こすことを確実なものとする。

- **継続的なトレーニング及び教育**

企業は、出現するリスク及び困難を含む、AI 分野の急速な発展に対応するため、継続的な教育及びトレーニングプログラムに投資すべきである。この継続的な活動は、悪用を防ぎ、企業及びその従業員の AI の発展について知識を豊富にし、その他のリスクを軽減させる。

その他の分野での DOJ ポリシーの修正

評価ガイダンスの他の部分の修正はそれほど重要ではないが（実際、最近の編集の多くは形式的なものにとどまる）、企業に対し、DOJ の現在の考え方、及び以下の重要な領域における現在の政策的な優先事項について示唆を与える多くの修正点がある。

- **根本原因の分析及び教訓の統合**

評価ガイダンスの何点かの修正は、会社が自社及び他社の過ちから学習することを期待するという DOJ の継続的なテーマを強調する。最新版の評価ガイダンスは、検察官に対し、企業に「自社又は同業他社及び／又は同じ地域に属している企業から学習した事項を反映するためのポリシー及び手順があるか」及び、企業のトレーニングは、当該トピックや、教訓を具体的に取り上げているかどうかを尋ねることを指示している。優れたストーリーは、常に効果的なトレーニングの基礎となり得、コンプライアンスの文脈においても有効活用することができる。

- **M&A への継続的な注目**

DOJ は去年、2023 年 10 月のセーフハーバーポリシーにおいて、M&A のデューデリジェンス及びコンプライアンス統合に関連した当局の期待について、具体的なガイダンスを発表した。その要素は、幾分か改訂された評価ガイダンスにも含まれている。これには、企業買収後の ERP システムの統合、適時のコンプライアンス・プログラムの統合、実行、買収対象会社の監査に関する、非常に具体的な質問が含まれている。これらのトピックについて適時に検討することによって、企業は、新しい M&A セーフハーバープログラムを活用することができ、その場合には、DOJ のコンプライアンス・プログラムにおける期待を満了したといえる。

- **内部通報者への支援及び不正行為の処罰**

DOJ の最近のイニシアチブの多くは、企業の不正行為を認識している者に対し、それを DOJ に報告することを促進することを中心に展開してきた。これには、2024 年 8 月の包括的な通報推奨パイロットプログラムや、潜在的な減免措置の提供を含め、不正行為に関与している内部通報者をどのように扱うのかを示した新規プログラムの展開が含まれる。DOJ は、企業自身に対しても、適切に内部通報を促進し内部通報者を報復から保護することを期待している。この点は、評価ガイダンスの数多くの最新の修正に反映されている。例えば、DOJ は現在、DOJ の取組と同様に、企業が不正行為に関与している可能

性のある従業員に対して、不正行為の報告を促すために十分な取組を行っているかどうかを問題にしている。評価ガイダンスにおいて、「企業が不祥事に関与した従業員を処分する範囲において、不正行為に加担した上で内部通報をした者が、不正行為に加担したが通報をしなかった者と異なる扱いを受けるかどうか」を問うている。DOJの新しい内部通報制度を考慮すると、企業は、潜在的内部通報者が、DOJに直接通報することを選択するよりも、むしろ最初に会社に内部通報を行うよう適切に動機付け及びサポートされるように、内部通報を促進するための努力を行うことが求められる。

結論

本改正は、企業がコンプライアンス・プログラムを進化させ、継続的に改善し続ける際に、努力と資源を集中させるべき分野についての洞察を提供するものである。

米国

連邦議会議員がクリーン水素製造税額控除等に関する規則案の最終化を求める

概略

2024年9月11日、66名の連邦議会議員はバイデン政権に対し、Section 45Vに基づくクリーン水素の製造に対する税額控除（以下、「クリーン水素製造税額控除」）及びSection 48(a)(15)に基づくエネルギー控除に関する、昨年末に公表された規則案（REG-117631-23、以下、「本規則案」）及び4月に公表された補足ガイダンスを最終化するように求める書簡を発表した。この補足ガイダンスは、29,000件を超える納税者のコメントと3日間にわたる公聴会からなる意見募集期間を経て、提案されたものである。この書簡では、基本的な法令の趣旨及び本規則案を最終化することの重要性が強調されている。以下、本規則案の概要を説明する。

背景

2022年インフレ抑制法（IRA）により、Section 45Vにクリーン水素製造税額控除が追加された。クリーン水素製造税額控除は、米国内の「適格クリーン水素製造施設」で適格クリーン水素を製造するコストを相殺するという経済的効果を有する。控除額は、生産された「適格クリーン水素」の量に応じて計算される。税額控除は、（2023年以降の生産開始分について）施設が稼動してから最初の10年間に於いて、適用可能である。

「適格クリーン水素」とは、おおよそ以下を満たす水素をいう。

- 米国又は米国領において、製造されたこと
- 通常取引又は事業の過程において、製造されたこと
- 販売又は使用のために、製造されたこと
- 水素1キログラム当たりの「温室効果ガスのライフサイクル排出量（lifecycle greenhouse gas emissions）」が4キログラムを超えない製造方法によって、製造されたこと

「温室効果ガスのライフサイクル排出量」には、最新の、温室効果ガス、規制排出量、技術におけるエネルギー使用モデル（Greenhouse gases, Regulated Emissions, and Energy use in Technologies、以下、「GREETモデル」）又は財務長官が決定する後継モデルによって決定される、製造まで（well-to-gate）の排出量のみを含む。

さらに IRA は、特定の不動産投資に対する税額控除を規定する Section 48 を改正し、Section 48 に基づく税額控除の対象となる不動産にクリーン水素製造施設を追加した。納税者は、水素製造施設に関して、クリーン水素製造税額控除又は Section 48(a)(15) に基づく税額控除のどちらか一方を利用することができる。

規制案の概要

2023 年 12 月 26 日、財務省と IRS は、クリーン水素製造税額控除と Section 48(a)(15) に基づく税額控除に関する規則案を公表した。本規則案は、「適格クリーン水素」を製造し、クリーン水素製造税額控除を利用する納税者等に影響を与える。

本規則案は具体的には以下について定めている。

- 水素製造プロセスから生じる温室効果ガスのライフサイクル排出量の算出
- 規則適用対象外の水素製造経路に対する暫定排出量の申請
- クリーン水素の製造、及び販売又は使用の検証
- 既存の適格クリーン水素製造施設の改修又は改造
- 適格クリーン水素を製造への、特定の再生可能エネルギー又はゼロエミッションエネルギーの使用
- 特定のクリーン水素製造施設の一部について、クリーン水素製造税額控除を利用するか、Section 48(a)(15) に基づく税額控除を利用するかを選択

納税者は、2022 年 12 月 31 日以降、かつ、最終化された本規則案が公表される日より前に開始する事業年度については、本規則案に従うことが可能である。

本規則は有用なガイダンスを提供しているが、税務上「クリーン水素」という用語をどのような基準で定義するのかについては不明確な点が残っている。財務省は長期のパブリックコメント期間を設けた上で、2024 年 3 月 25 日に公聴会を開催した。以下では、本規則案の概要を説明し、財務省と IRS によって、追加的に明確化された内容を説明する。

重要な定義について

クリーン水素製造税額控除の利用に関連する以下の重要な用語の定義が明らかにされた。

1. 施設 (Facility)

適格クリーン水素製造施設の定義との関係において、本規則は「施設」を適格クリーン水素の生産に使用される単一の製造ラインと定義している。「単一の生産ライン」には、適格クリーン水素の製造に相互依存的に機能する資産の全ての構成要素が含まれる。施設には、(i) 水素を製造地点から離れた場所で調整又は輸送するために使用される設備、及び(ii) 水素製造プロセスに電力を供給するために使用される発電設備（発電に関連する二酸化炭素回収装置を含む）は含まれない。

2. 最新の GREET モデル (Most recent GREET model)

本規則案では、「最新の GREET モデル」とは、アルゴンヌ国立研究所が開発した 45VH2-GREET の最新版であって、納税者が Section 45V に基づく控除を利用する適格クリーン水素が製造された課税年度の初日に公開されてい

るものを意味すると規定している。もし、45VH2-GREETのバージョンが、製造された課税年度の初日以降（ただし、課税年度内）に公開された場合、納税者は、45VH2-GREETのバージョンを最新のGREETモデルとして扱うことができる。最新のGREETモデルを、納税者の課税年度の初日に公開されている45VH2-GREETの最新版と定義する代わりに、別の方法として、45VH2-GREETの最新版が適切な「後継モデル」であると長官が判断することも考えられる。財務省とIRSは、これらのアプローチについて追加のコメントを求めている。

3. 製造（well-to-gate）までの排出量（Emissions through the point of production (well-to-gate)）

「製造（well-to-gate）までの排出量」とは、課税対象年度に水素製造施設で製造された水素についての、製造時点までの温室効果ガスのライフサイクル排出量の総量を意味する。これには、(i)原料の生育、採取、抽出、加工及び水素製造施設への搬入並びに(ii)水素製造施設で使用される電力、及び水素製造施設で発生する二酸化炭素の回収及び貯蔵を含む、水素製造工程に関連する排出が含まれる。

4. 販売又は使用（For sale or use）

「販売又は使用」とは、水素を販売又は使用できる状態にすることを主な目的とすることをいう。販売前又は使用前の水素の貯蔵は、販売又は使用のために製造された水素とみなされない。

調整、濫用防止及び記録保存に関するルールについて

本規則案 Section 1.45V-2 は、クリーン水素製造税額控除と Section 45Q に基づく二酸化炭素隔離除去にかかる控除（以下、「Section 45Q 控除」）との調整ルール、濫用防止ルール及び記録保持義務など、クリーン水素製造税額控除のための特別ルールを規定している。

本規則案 Section 1.45V-2 は、納税者がクリーン水素製造税額控除（又は Section 48(a)(15)に基づく税額控除）と、Section 45Q 控除の両方を適用することを禁止している。

しかし、本規則案 Section 1.45V-2 は、水素製造工程から排出される二酸化炭素を捕捉することにより、納税者がクリーン水素製造税額控除を適用できることを規定している。具体的には、納税者が水素製造施設に設置される二酸化炭素回収装置によって水素製造プロセスからの二酸化炭素排出量を削減した場合であって、(i)その装置が、財務省規則 Section 1.45Q-2(g)(5)に基づく 80/20 ルールを満たす「独立に機能するプロセストレイン（independently functioning process train）」とみなされる後付けの二酸化炭素回収装置であり、かつ、(ii)そのような二酸化炭素回収装置に対して新たな Section 45Q 控除の適用がなされていない場合である。

また、本規則案 Section 1.45V-2 は、「濫用防止ルール」を定めており、適格クリーン水素の製造、及び販売又は使用の主な目的が、無駄な（wasteful）方法でクリーン水素製造税額控除のメリットを得ることである場合（例えば、適格クリーン水素の製造が排出、焼却処分されることを納税者が知っている、あるいは知っているとする理由がある場合）には、クリーン水素製造税額控除の利用を禁止している。

最後に、本規則案 Section 1.45V-2 は、本規則案 Section 1.45V-5 に基づく検証報告書に記載されることが義務付けられた情報を立証するための記録など、重要な記録要件を課している。

温室効果ガス排出量の決定について

本規則案 Section 1.45V-4 は、温室効果ガスのライフサイクル排出量の決定手順を規定している。かかる排出量は、納税者が受ける控除額（環境に優しい水素であるほど、控除額は増加する）の計算に影響する。法令は、「温室効果ガスのライフサイクル排出量」には、最新の GREET モデル又は財務長官が決定する後継モデルによって決定される、製造までの排出量を含むと定義している。Section 45V(b)(2)に基づき利用可能な控除額を決定するために、納税者は、各事業年度終了時に所有する各水素施設に対して、最新の GREET モデルを個別に適用する本規則案 Section 1.45V-4 は、(i)GREET モデルにより排出量を算出できない場合の対処方法、及び(ii)排出量を決定する際に、施設で使用された電力をそれぞれの発生源に割り当てる方法、の2つのトピックに焦点を当てている。

本規則案 Section 1.45V-4(c)は、最初のトピックに対応している。水素製造は発展途上の技術であるため、最新の GREET モデルでは、新しい技術やまだモデル化されていない原料を使用する施設の排出量を算出することができない可能性がある。そのため、本規則案 Section 1.45V-4 (c)は、納税者が最新の GREET モデルで決定できない排出量について暫定排出量（provisional emissions rate、以下、「PER」）を申請することを認めている。PER を申請する納税者は、まずエネルギー省（Department of Energy、以下、「DOE」）に対し、データ、研究結果及びその他の情報を提供しなければならない。DOE が排出量を決定した後、納税者は、IRS に対して、この情報を基に PER を申請することができる。

納税者は、財務長官（Secretary of Treasury）に提出する暫定排出量についての申請書の一部として、DOE から得られた排出量値を Form 7210, Clean Hydrogen Production Credit 又は Form 3468, Investment Credit に添付する必要がある。

次に本規則案 Section 1.45V-4(d)は、納税者が排出量を計算する際に、使用したエネルギーを特定の施設に割り当てる方法を説明している。温室効果ガスのライフサイクル排出量を計算するにあたって、納税者は、エネルギー投入量を、排出量の多い地域電力網ではなく、特定の再生可能エネルギー発電施設に割り当てることを希望している。本規則案 Section 1.45V-4(d)は、納税者が適格エネルギー属性証明書（energy attribute certificates）を取得する場合に限り、そのような割り当てを認めている。

適格クリーン水素の製造の検証について

本規則案 Section 1.45V-5 には、適格クリーン水素の製造、及び販売又は使用の検証の手順が規定されている。納税者は、署名した検証報告書を、Form 7210 に添付し、水素施設ごとに、また、クリーン水素製造税額控除を申請する事業年度ごとに提出しなければならない。但し、水素を製造した年度にかかる Section 6511 の提出期限を遵守することが条件となる。

検証報告書は、適格な検証者のみが作成することができる。適格な検証者とは、米国適合性認定機関（American National Standards Institute National Accreditation Board）又はカリフォルニア大気資源局（California Air Resources Board）の低炭素燃料基準プログラム（Low Carbon Fuel Standard Program）から有効な認定を受けている独立した第三者である。検証報告書は、適格クリーン水素の製造、その販売又は使用、及び適格な検証者における利害の対立がないことを証明する。また、検証報告書には、適格な検証者の資格、住所及び経歴並びに水素施設及びその測定装置に関する一般情報を記載しなければならない。

設備の改修又は改造

本規則案 Section 1.45V-6 は、Section 45V(d)(4)の規定を取り入れ、適格クリーン水素を製造するために改修又は改造された既存設備の稼働開始日を決定するためのルールを規定している。言い換えれば、本規則案は、クリーン水素製造税額控除の対象となる水素製造を可能にするために、既存施設を改修又は改造することを認めている。

適格資産を Section 48(a)(15)にかかる税額控除の対象となるエネルギー資産（以下、「エネルギー資産」）として扱う選択

本規則案 Section 1.45V-15 は、納税者が、特定のクリーン水素製造施設の一部である適格資産を、Section 48(a)(15)に基づく税額控除との関係で、エネルギー資産として取り扱うことを選択するための手続を規定している。ここでいう特定のクリーン水素製造施設とは、(i)2022年12月31日以降に操業が開始され、(ii)クリーン水素製造税額控除又は Section 45Q 控除が適用されおらず、Section 48(a)(15)の適用を取消不能に選択した適格クリーン水素製造施設であって、(iii)本規則案 Section 1.48-15(c)及び(e)に記載されている予想排出量を証明する検証報告書が作成されているものをいう。適格資産は、Section 48(a)(5)(D)と同じ定義である。

納税者による、Section 48(a)(15)に基づく税額控除との関係で、特定のクリーン水素製造施設の一部である適格資産をエネルギー資産として取り扱う選択は、取り消すことができない。納税者は、特定のクリーン水素製造施設の稼働が開始された課税年度の連邦税申告書又は情報申告書と共に、施設ごとに Form 3468 を提出することにより、Section 48(a)(15)に基づく税額控除を選択することができる。施設の持分を持つ納税者一人による選択は、他の納税者を拘束する。同様に、S コーポレーションやパートナーシップによる選択も、最終的な税額控除の利用者全員を拘束し、各利用者その持分割合に応じて税額控除を利用することができる納税者は、選択をした年度及び施設が稼働開始した課税年度終了後5年目までの各課税年度について、検証報告書を取得しなければならない。上記の本規則案 Section 1.45V-5 と同様に、検証報告書は、適格な検証者のみが作成し署名される。

[最初のページに戻る](#)

5. 欧州

英国

移転価格コンプライアンスに関する新ガイドラインを発表

概略

英国の税務当局である歳入関税庁（HMRC）は、英国の移転価格規則の適用範囲内にある英国納税者向けに、移転価格アプローチにおける共通リスクへの対応ガイドとして、新しい「コンプライアンスに関するガイドライン（GfC）²」（以下、「新ガイドライン」）を公表した。新ガイドラインは、HMRC の国際取引に係るマニュアルである移転価格ガイダンス（INTM410000 から INTM480000 まで）と合わせて読まれることを意図されている。

主に、以下のようなアプローチで、納税者が移転価格コンプライアンス・アプローチの不確実性を軽減できるよう支援することを目的としている。

² Help with common risks in transfer pricing approaches — GfC7 - GOV.UK

- 移転価格コンプライアンス・リスクを管理する上で英国企業が果たすべき役割について、HMRC が期待することを提供する。
- 英国企業を支援するためのベストプラクティス・アプローチとともに、注意すべき、またはより慎重な審査が推奨される一般的なリスク分野を強調する。
- リアルタイムの有用な情報や記録を保持することを提案する。
- 移転価格文書のスコープ、作成、分析、保管における一般的なリスクとベストプラクティスについて、専門家の意識を高める。
- 移転価格ポリシーの設計と選択におけるリスクの共通指標を強調する。

詳細

新ガイドラインは3部構成となっており、第2部及び第3部は、社内またはアドバイザーの移転価格専門家及び英国のコンプライアンス・リスク・リーダー（英国の税務コンプライアンス・マネージャー、英国の財務部長、英国の財務管理者、上級経理責任者（SAO）、英国の環境・社会・ガバナンス（ESG）リーダーなど）を対象としている。

HMRC の新しいガイダンスは3つのパートに分かれている：

1. **英国におけるコンプライアンス・リスク管理**：本パートは、英国の移転価格リスクを管理する担当者を対象としており、以下のような年間サイクルを通じた移転価格コンプライアンスの管理が推奨されている：
 - 移転価格コンプライアンス業務の計画・立案
 - 実施とモニタリング・チェックの検討
 - マスターファイル及びローカルファイルの作成、または独立企業間取引を証明するための移転価格分析及び文書化が可能となる。
2. **一般的なコンプライアンス・リスク**：このパートは専門家を対象としており、以下の内容が含まれる：
 - コンプライアンス・プロセスを通じてより高いリスクを示す指標
 - HMRC は、機能分析及び比較可能性分析における一般的な問題や、計算及び調整における一般的なリスクを考慮した、ベストプラクティスのコンプライアンス・アプローチの推奨
 - 機能分析を文書化する方法
3. **移転価格政策設計リスクの指標**

このパートは専門家を対象としており、移転価格の設計と実施における一般的なリスク指標をカバーしている。具体的なガイダンスは以下の分野で提供されている：

 - 無形資産の所有と活用
 - 市場内のグループ内サービス
 - 移転価格ターゲット・マージン・モデル
 - サービスに対するコストベースの報酬

- サービスに対する売上ベースの報酬
- フランチャイズフィー及び類似の単一料金取り決め

また、HMRC が有用と考える裏付けとなる記録や情報の例を示した附属書も併せて公表されている。

[最初のページに戻る](#)